

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更（伊勢市決定）

都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	ごみ処理場名			
1	伊勢広域環境組合 ごみ処理施設	伊勢市西豊浜町	約 6.05ha	可燃ごみ処理施設 211t/日 粗大ごみ処理施設 15t/日 リサイクル施設 12t/日

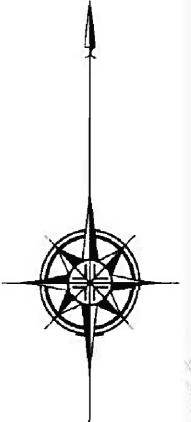
「区域図は計画図表示のとおり」

理由

別紙理由書による。

伊勢都市計画総括図 縮尺 1/25000(抜粋)

1/25000(抜粋)



変更前	
変更後	
廃止	

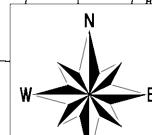
約2.9ha

変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha

凡例

凡 例	
特 定 用 途	自然 環 境 地 区
	第一種田園・集落地区
	第二種田園・集落地区
制 限 地 域	幹線道路沿道流通・業務地区
	低層住居専用地地区
	サンアリーナ周辺地区

計画図

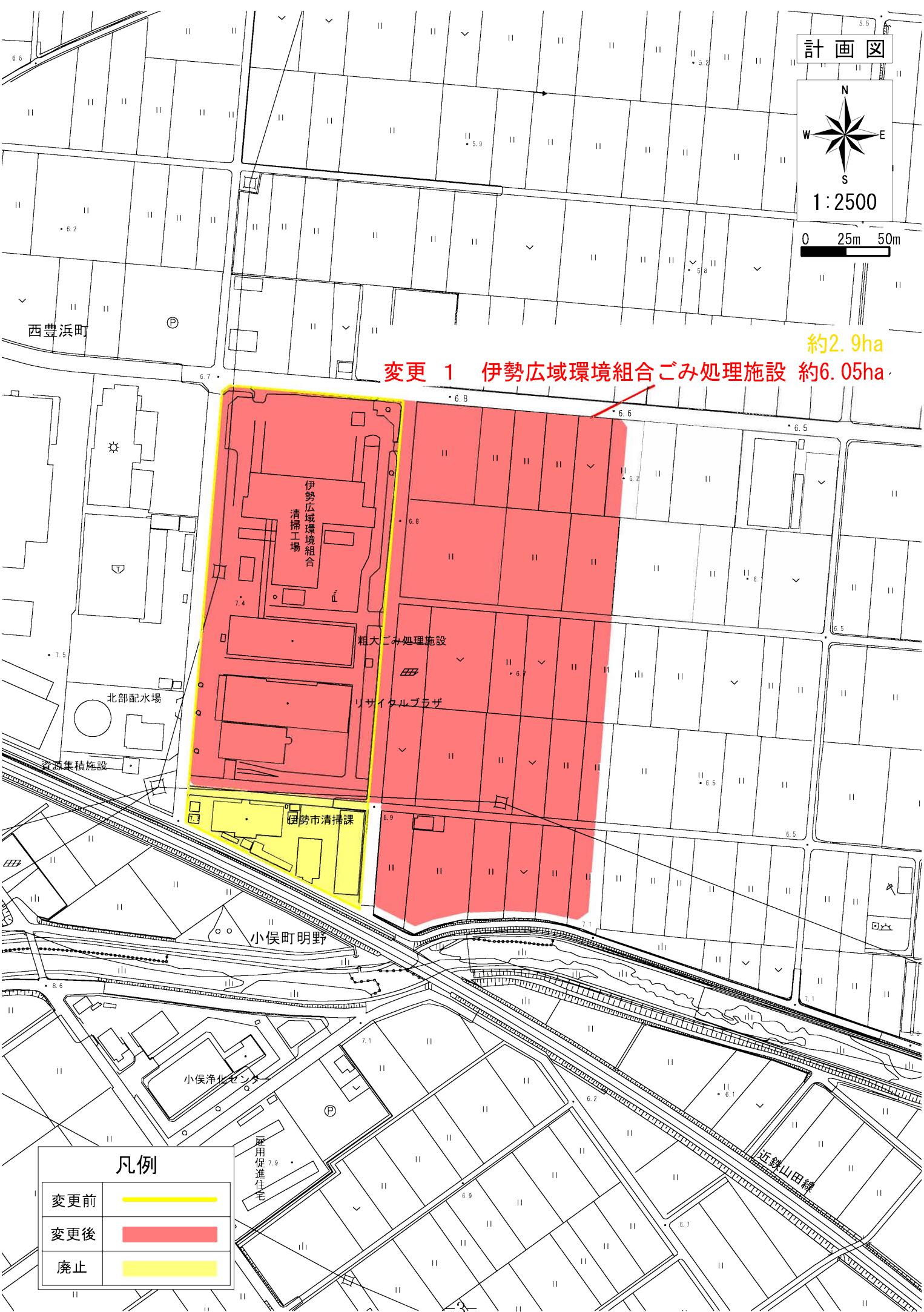


1:2500

0 25m 50m

約2.9ha

変更 1 伊勢広域環境組合ごみ処理施設 約6.05ha



凡例

変更前	
変更後	
廃止	

伊勢広域環境組合「ごみ処理施設整備事業」に係る 環境影響評価方法書（概要）

1 はじめに

環境影響評価（環境アセスメント）はごみ処理施設整備事業の実施にあたり、新施設が環境に与える影響を事前に調査、予測、評価するもので、三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49条）第39条の規定により、事業者である伊勢広域環境組合に代わり、都市計画決定権者である伊勢市が都市計画決定の変更と併せて手続きを実施します。

なお、関係する地域は環境影響が及ぶ範囲として設定することから、伊勢市、明和町及び玉城町になります。

方法書はこれから実施する環境影響評価の実施手法等を記載したもので、現況の環境調査の手法や、調査結果を踏まえた新施設が環境に与える影響の予測手法、新施設の環境保全措置が正しく行われるかの評価手法をあらかじめ記載したものです。

2 環境影響評価の選定項目

環境影響評価を実施する項目は、環境に影響を与えるおそれのある影響要因と環境要素を関連付けて整理し、事業によって影響を受けるおそれのある評価項目を選定します。環境影響評価は三重県環境影響評価技術指針に基づいて実施するもので、本事業で選定した環境影響評価項目は、下表のとおりです。

影響要因	工事の実施 (整備工事中の影響)					土地または工作物の存在及び供用 (新施設運用時の影響)							その他	
	重機の稼働 <small>注(1)</small>	資材の運搬	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生・処理	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	関係車両の走行	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	
環境要素														
大気環境	大気質	○	○	○					○	○				○
	騒音	○	○						○	○				○
	振動	○	○						○	○				○
	低周波音								○					
	悪臭								○					
水環境	水質			○	○				△					
	地下水の水質及び水位								○			○		
その他	地盤													○
	土壤								○					
陸生動物				○	○	○	○	○	○					
陸生植物			○			○	○	○						
水生生物			○	○					△					
生態系			○	○		○	○	○	○					
景観						○	○							○
廃棄物等			○	○							○			○
温室効果ガス等									○				○	

注1)「〇」：本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。

「△」として環境影響評価の項目として選定する項目。

注2) 環境影響評価手続き上は新施設の設置の位置づけであるため、対象事業実施区域として既存施設を含んでいませんが、参考として、解体時の影響についても一部の項目を環境影響評価項目として選定しています。

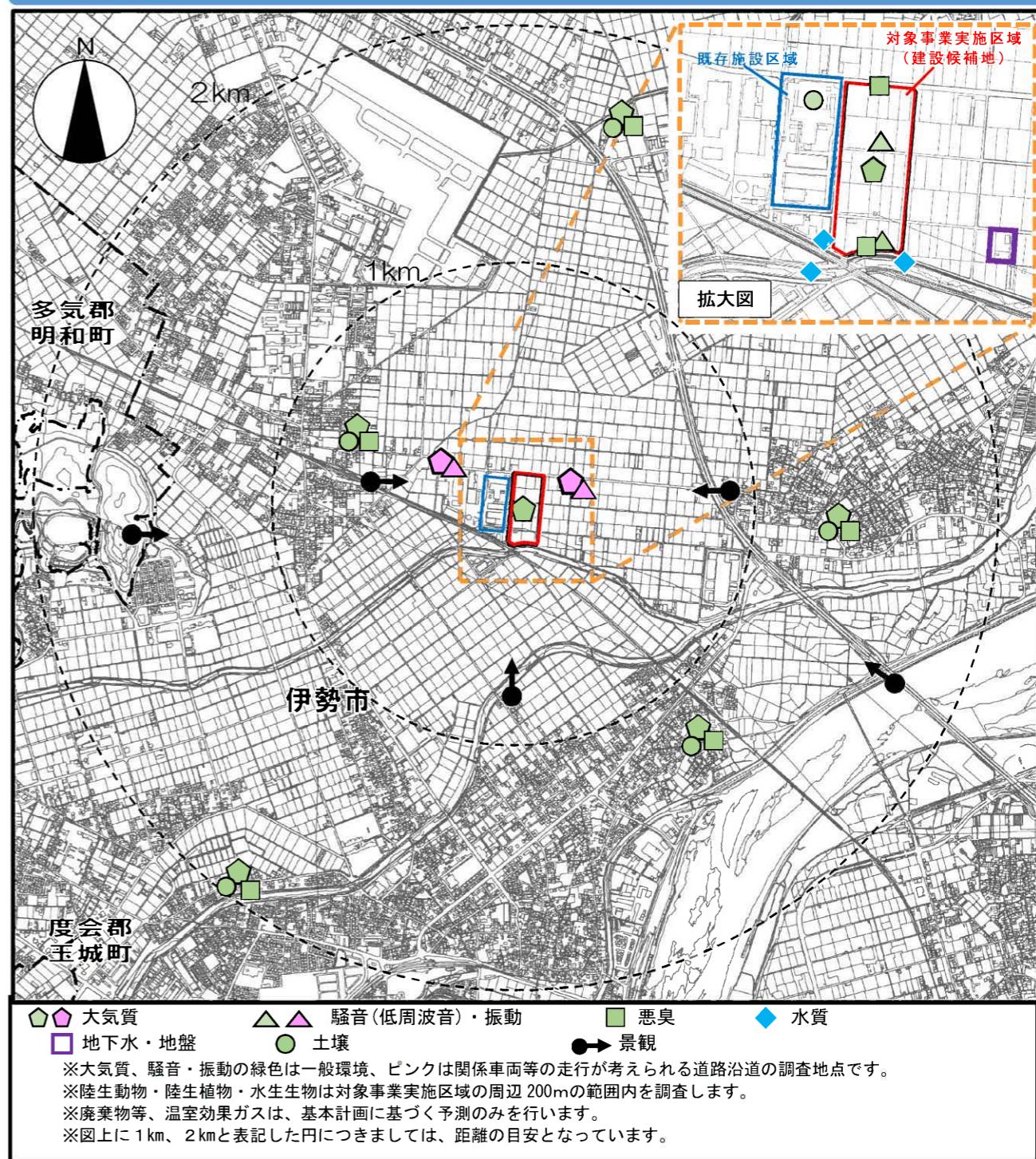
3 調査スケジュール（予定）

調査項目	調査時期（R2年度）							調査時期（R3年度）				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
大気質												
騒音・振動・低周波音			■	■								
悪臭										■	■	■
水質	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
地下水位・地下水質												
土壤								■	■	■		
景観				■	■			■	■			

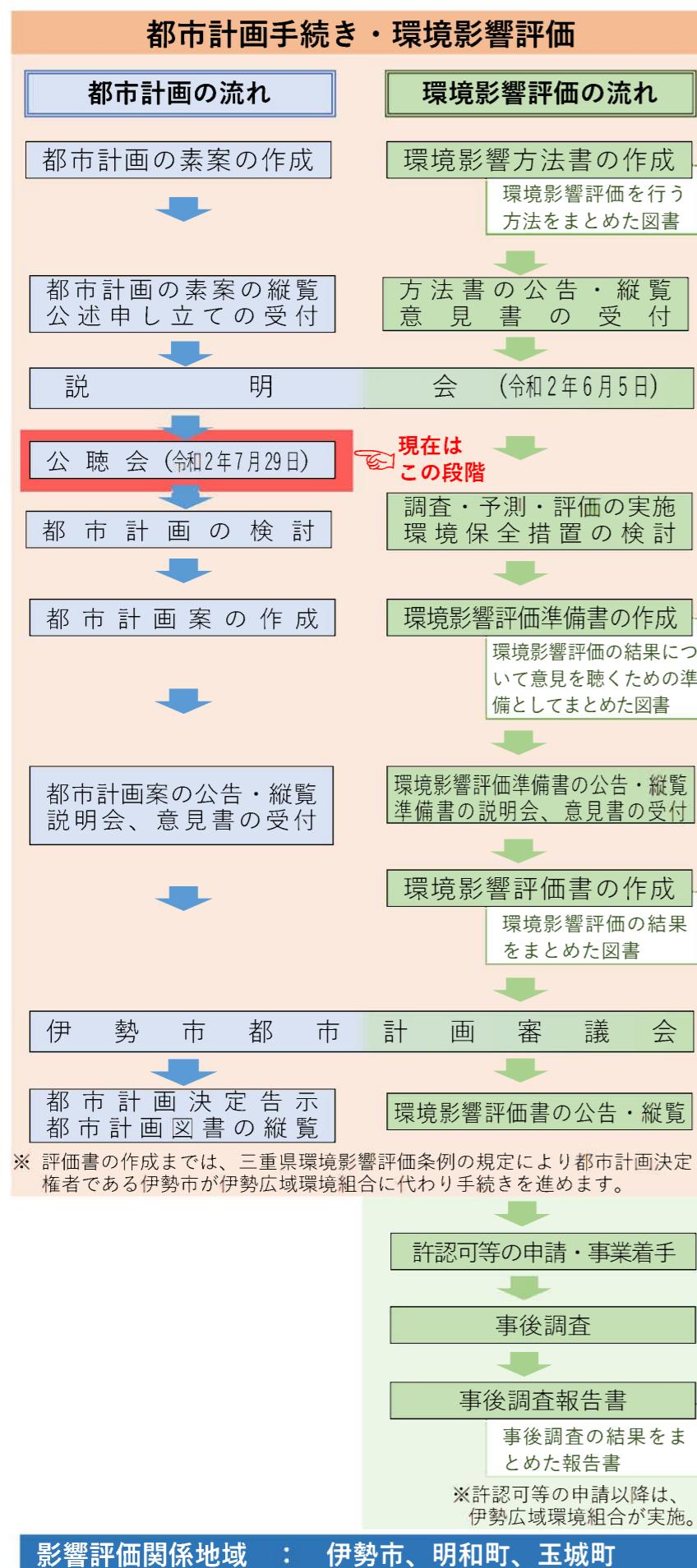
※動物・植物・生態系については調査項目に応じて適切な時期に実施します。

回調査を実施する項目。

4 調查地点



都市計画手続き及び環境影響評価について



都市計画手続き	
1 素案の縦覧	
期間	令和2年6月1日（月）～7月15日（水）
場所	都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、伊勢広域環境組合
時間	8時30分から17時15分まで（土・日曜日を除く） ※伊勢図書館、小俣図書館は9時から19時まで（休館日を除く） ※市のホームページで閲覧することもできます。
2 説明会の開催	
日時	令和2年6月5日（金）19時から
場所	伊勢市ハートプラザみその
※環境影響評価方法書に係る説明会と併せて行います。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。	
3 意見申出書の提出	
素案について、ご意見がある方は意見申出書を提出することができます。 所定の用紙（縦覧場所にあります。またはホームページよりダウンロードできます。）に必要事項を記入し、郵送またはFAX・メール、持参により提出してください。	
(1)提出資格	市民または利害関係者
(2)提出期限	直接持参・FAX・メールの場合は7月15日午後5時15分までとし、郵送の場合は7月15日までの消印を有効とします。
(3)提出先	〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市都市整備部都市計画課 (市役所本庁舎本館4階) FAX番号 0596-21-5585、メールアドレス toshikei@city.ise.mie.jp
4 公聴会の開催	
意見申出書を提出した人が意見を述べる公聴会を開催します。	
日時	7月29日（水）、午後7時～
場所	ハートプラザみその
※公聴会の開催の有無は、縦覧期間終了後、市のホームページ及びケーブルテレビ文字放送でお知らせします。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。	

環境影響評価	
1 方法書の縦覧	
期間	令和2年6月1日（月）～7月15日（水）
場所	都市計画課、各総合支所生活福祉課、豊浜支所、伊勢図書館、小俣図書館、明和町役場、玉城町役場、伊勢広域環境組合
時間	8時30分から17時15分まで（土・日曜日を除く） ※伊勢図書館、小俣図書館は9時から19時まで（休館日を除く） ※伊勢市、明和町、玉城町、伊勢広域環境組合のホームページで閲覧することもできます。
2 説明会の開催	
日時	令和2年6月5日（金）19時から
場所	伊勢市ハートプラザみその
※都市計画の変更素案に係る説明会と併せて行います。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、中止または延期とする場合があります。	
3 意見書の提出	
方法書の内容について、環境保全の見地から、ご意見のある方は意見書を提出することができます。 任意の用紙に「(3)意見書に記載する事項」を記入の上、郵送またはFAX・メール、持参により提出してください。	
(1)提出期限	直接持参・FAX・メールの場合は7月15日17時15分までとし、郵送の場合は7月15日までの消印を有効とします。
(2)提出先	〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号 伊勢市都市整備部都市計画課 (市役所本庁舎本館4階) FAX番号 0596-21-5585、メールアドレス toshikei@city.ise.mie.jp
(3)意見書に記載する事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称 ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見
4 方法書及び事業計画のお問い合わせ	
環境影響評価方法書及び事業計画の詳細については、伊勢広域環境組合業務課整備推進係にお問い合わせください。 電話 (0596) 37-1218	

伊勢都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理場）の変更（伊勢市決定）

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

変更素案に係る縦覧結果、公聴会における公述要旨及び市の見解について

縦覧期間	令和2年6月1日～令和2年7月15日	
縦覧者数	計2名	
	都市計画課 0名 二見総合支所 0名 小俣総合支所 1名 御園総合支所 0名 伊勢市立伊勢図書館 0名 伊勢市立小俣図書館 0名 伊勢広域環境組合 1名	
意見申出書	2通	
公聴会	令和2年7月29日 公述人 2名 傍聴人 4名	
意見申出書の要旨	市の見解	
1. 伊勢都市計画ごみ処理場を変更し、位置を伊勢市西豊浜町、面積6.05ヘクタール、可燃ごみ処理施設を211トン/日とすることについて、下記の理由から今回都市計画決定を行うことは適正でないと考え反対である。 (1)「地元」とされる西豊浜町上区においては建設を正式に同意していない。また、地元の同意を得るために、少なくとも近隣の西豊浜町全域、下小俣地	1. 伊勢都市計画ごみ処理場の都市計画決定について、下記の理由から、ご理解いただきたく存じます。 (1) 都市計画決定に当たり周辺住民等の同意を得ることは、都市計画法上必須とはされていませんが、今後施設の整備を進める際には、事業者	

<p>域、明野地域の住民の同意を得るべきである。</p> <p>(2) 西豊浜町を建設予定地として決定するに至る経過が不透明である。ほかの候補地の地名や設定経過が明らかにされていない。</p> <p>(3) ごみ処理量を日量 211 トンにするという案があるが、地球温暖化を抑制するという観点からごみの削減に取り組んだ処理量になっていない。削減が少なすぎる処理量になっている。</p> <p>(4) ダイオキシン汚染の心配をなくす措置を明確にすべきである。現在のごみ処理場のダイオキシン測定は不十分であり、住民の不安を取り除く充分な測定を行い公表すべきである。</p> <p>(5) ごみ処理施設は一般的には迷惑施設だと言われるが、新しい施設は地域に役立つ施設であることを鮮明にするべきだ。広域環境組合はごみ焼却施設をエネルギー回収施設と呼んでいるが、現在の</p>	<p>である伊勢広域環境組合が、周辺住民のご理解を得るように努めるものと考えています。</p> <p>(2) 伊勢広域環境組合の策定した、ごみ処理施設整備基本構想において建設候補地の選出について詳細に記載されており、これに基づいて都市計画の決定区域を設定しております。他の候補地については、公表することにより住民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、公表を控えております。</p> <p>(3) 施設の処理能力については、将来人口を基に、1人1日当たりのごみ排出量から、想定されるごみ量を算定するとともに、構成市町のごみ減量化施策とそれに伴うごみ発生量の目標値や、近年の自然災害の増加に伴う災害廃棄物の処理を見込んで施設規模を算定し、設定されています。事業者である伊勢広域環境組合においては、今回の計画施設における温室効果ガスの削減について、焼却に伴う余熱を発電等により有効に活用することを考えており、施設の運営面からも温室効果ガスの発生抑制に努めていきたいとしています。</p> <p>(4) 都市計画に関するご意見ではありませんので、環境影響評価方法書に対する参考意見として伺います。</p> <p>(5) 都市計画に関するご意見ではありませんので、施設計画に対する参考意見として、事業者である伊勢広域環境組合に伝えます。</p>
---	--

計画内容では発電だけとなっているため、地域に役立つ施設と理解される状況ではないと考える。現在、市内の小学校では異常気象による水温上昇のため、夏季のプール使用ができない状況となっている。他市では年中泳げる市立の温水プールを整備し、このような事態を改善しようとしている。新ごみ処理施設も余熱を利用する温水プールを作るなど、住民に役立つ施設として理解され歓迎されるようにするべきではないか。

2. 上記で述べた立場から特定用途制限地域を今回変更することは、適正ではないと考え反対である。
3. 設置場所は、検討のために作られた案で、建設候補地である。まだ地元の了解も得られていないのに、都市計画の変更検討を進めると、市民に対してあたかも建設が決定したかのような誤解を与える。地元住民の感情を無視していると思わざるを得ない。
また、環境影響評価の結果が出ていない今の段階で、なぜ都市計画決定の変更手続きの検討に入らなければならないのか。「都市計画決定権者が都市計画決定の手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこと」と、されているが、計画での手続きは令和3年11月の予定である。現在は、環境影響評価が終了していないし、地元住民の同意を得てから進めるべきではないか。地元住民に対しての配慮が足りない。
もうしばらく変更検討の開始を遅らせるべきである。少し遅らせても「都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこと」の併せての範囲内である。素案検討を一時ストップすること。

2. 伊勢都市計画特定用途制限地域の都市計画決定(変更)について、上記の理由から、ご理解いただきたく存じます。

3. ごみ処理場の建設においては、法令により、都市計画決定と環境影響評価を行わなければならぬとされており、また、三重県環境影響評価条例により、これらの手続きを併せて行うこととされています。

今回計画している施設については、環境影響評価を行う区域と都市計画決定を行う区域を整合させる必要があることから、手続きを同時に進めています。

現在お示ししている都市計画素案は、都市計画案を作成するためのたたき台となるものであり、環境影響評価の結果によっては見直しが必要になるものと考えていますので、ご理解いただきたく存じます。

なお、都市計画案の作成及び縦覧の実施は、環境影響評価に係る調査終了後の令和3年11月頃、都市計画決定は令和4年12月頃を予定しています。

方法書に対する環境の保全の見地からの意見と 都市計画決定権者及び事業者の見解（案）

環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見は、12名の方から計21件の意見が提出された。

環境保全の見地からの意見の概要と、それに対する都市計画決定権者（伊勢市）及び事業者（伊勢広域環境組合）の見解は、表（1）～（8）に示すとおりである。

表（1） 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
1	対象事業の内容	外城田川支川相合川に隣接しているが、南海地震等の津波遇上による堤防越水時の施設の対策が不明。浸水時に機能不全を起こさないか。併せて、周辺道路の浸水対策として道路高は確保されているのか。	<p>〔都市計画決定権者の見解〕 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>〔事業者の見解〕 津波の浸水について、三重県では、満潮時に東海、東南海、南海地震が連動して発生し、その地震の規模が東日本大震災と同等での防潮堤等の施設が全てないものとした場合の最大浸水深を想定したシミュレーションを実施しており、その結果、対象事業実施区域及び周辺道路では津波による浸水は無いものとされています。 降雨による洪水については、想定される最大規模の降雨により、宮川、相合川が氾濫、あるいは内水氾濫が発生した場合、軽微な浸水の可能性がありますが、盛土を行い洪水に対する安全性を確保することから、これらの災害が新施設に被害を及ぼす可能性は低いものと考えられます。</p>
2	対象事業の内容	既往施設の撤去後の利用方法が未定とあるが、不要な資産とならないか。	<p>〔都市計画決定権者の見解〕 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>〔事業者の見解〕 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」を策定中であり、不要な資源とならないよう、既存施設解体後の跡地利用についてもその中で検討を行っております。来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。</p>

表(2) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
3	対象事業の内容	施設の面積・規模が、現況より大きくなるが、人口減、廃棄物の減量や、近年の廃棄物処理方法の合理的な集約化等の観点から既設より施設の大きさが大きくなる根拠は何か。	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] ご指摘のとおり、廃棄物の減量により、可燃ごみ処理施設の処理能力は、既存施設の日量240tから縮小する計画です。 施設の面積・規模について、計画施設では、廃棄物エネルギーを利用した発電を計画しており、発電に必要な設備を焼却炉上部に設置することが必要となるため、新施設の高さについては、既存施設よりも高くなることを想定しています。これにより、日影等の影響が出ないよう、既存敷地よりも敷地の東西の幅を広くする必要があります。また、調整池等の配置のためにも、相合川までの土地の確保が必要と考えています。これらの東西と南北の必要な範囲を検討した結果、現在の区域を建設候補地として設定しました。</p>
4	対象事業の内容	運び込まれるゴミの量、施設の処理能力の適正化及びトラック等の交通に対する評価、排出する煙、ガス等の処理方法、排熱の利用方法を考えるべきだ。	<p>[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>[事業者の見解] 施設の処理能力の設定にあたっては、将来人口を基に、1人1日あたりのごみ排出量から、想定されるごみ量を算定するとともに、近年の自然災害の増加に伴う災害廃棄物の処理を見込んで施設規模を算定しています。ごみ搬入車両等の台数については、これらの処理量を基に今後算定を行い、予測・評価を行っていきます。 また、排ガスの処理方法については現在検討中ですが、現在の施設よりも、さらに厳しい排出基準を設定し、これを遵守する計画としており、廃棄物エネルギーを利用した発電も計画しています。 これらの内容については、現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>

表(3) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
5	対象事業の内容	ごみの焼却は温室効果ガスの排出を伴う。方法書に於いてごみの処理量、施設規模が既定のものとせず、気候危機をもたらす温室効果ガスの排出問題として吟味すべきである。	[都市計画決定権者の見解] 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
6	対象事業の内容	広域組合を構成する市町にごみ削減計画を大幅に削減するよう提起すべきである。	[事業者の見解] 施設規模の算定の考え方については、番号4の見解で示したとおりであり、構成市町のごみ減量化施策とそれに伴うごみ発生量の目標を基に算定しています。 ご指摘のとおり、ごみの焼却に伴い温室効果ガスが発生することから、第一に、ごみ減量化のための取組が重要と考えております。
7	対象事業の内容	新ごみ処理施設は1日の処理能力を211トンとする巨大なものです。4トン車で毎日53台分焼却することになります。 「基本構想」では削減目標を新施設稼働時2026年までに9%減とされています(2018年度比)。自然減(人口減)として4%、行政、住民などによる努力数値として5%。努力数値の5%をもっと高める必要があります。 町の老人会の集まりの時、市当局の係の人が可燃ごみの減量化について、具体的な説明があり、役たちました。 可燃ごみの中から雑紙(ざつがみ)を別途取り出し、雑誌、新聞、ダンボールなどと一緒に再利用する。こうした運動をもっと積極的に市・町全体で進めることが大切です。また、こうした取り組みにより、二酸化炭素排出減にもなります。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明している三重県や志摩市に伊勢市も並ぼうではないか。	現在、構成市町では家庭系ごみの7割以上を可燃ごみが占めており、また、可燃ごみの組成をみると、年度によるばらつきはあるものの、いずれの市町も資源物(段ボール、紙パック、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、繊維類、ペットボトル、容器包装プラスチック)が3割程度含まれており、特に、雑誌・雑紙、新聞・チラシ、容器包装プラスチックの割合が高くなっています。今後は生ごみの水切りなどの減量化対策とあわせ、未利用食品の排出削減や資源物の分別促進が必要と考えています。 皆様ひとりひとりの取組みが重要となりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。 そのほか、今回計画している施設については、焼却に伴う余熱を発電等により有効に活用することを考えており、施設の運営面からも温室効果ガスの発生抑制に努めたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。

表(4) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
8	対象事業の内容	脱煙・脱臭・集塵装置等完璧にしてほしい。	【都市計画決定権者の見解】 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。
9	対象事業の内容	施設の近隣の地域には大気汚染を自動計測・自動表示できる装置を設置してほしい。	【事業者の見解】 施設の建設にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り小さくするよう検討を行ってまいります。また、排ガス測定値の表示装置は、対象事業実施区域内での設置を検討します。 現在、「ごみ処理施設整備基本計画」の中で施設計画について検討中であり、来年度、パブリックコメントを行い、皆様のご意見を伺うこととしております。
10	地域概況	環境影響評価方法書の3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況 3. 農業用水の項目・・建設予定地は水田であるため地下に、宮川用水の供給管が埋設されています。宮川用水のことについて、「・・・対象事業実施区域周辺の水田も含まれている」としか書かれていませんが、建設予定地の地下にある宮川用水の供給管は、どのようにになりますか。建設前後の環境影響の調査では、どのように考えられていますか。 また、宮川用水の水の流れ方は、どのように変化するのかの調査は、必要ではありませんか。以上よろしくお願いいたします。	【都市計画決定権者の見解】 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。 【事業者の見解】 宮川用水については、対象事業実施区域内に供給管が敷設されていることは把握しており、引き続き状況の把握に努めるとともに、今後、詳細な調査や計画の検討を行い、必要な対応を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。
11	関係地域の範囲	方法書は関係地域として当該施設から約半径3kmを環境影響が及ぶ範囲としているが、より広い地域とすべきである。 少なくとも伊勢市の中心市街地である宮川、厚生、倉田山の各中学校区を含む地域を関係地域としてもらいたい。	【事業者の見解】 関係地域は、本事業で選定した環境要素（大気質、騒音、振動等）のうち、最も影響範囲の広い煙突排ガスによる最大着地濃度を考慮し設定しました。 具体的には類似事例（処理能力：200t/日～660t/日、煙突実態高59～100m）のシミュレーション結果を踏まえ、年平均値の最大着地濃度の出現予想距離の概ね2倍の距離を包含できる範囲として、半径3kmとしております。

表(5) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
12	環境影響評価項目の選定	田への施設設置に伴い、現況施設も地盤沈下がみられるが、地盤沈下対策が不検討であるが、根拠は何か。	<p>【都市計画決定権者の見解】 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>【事業者の見解】 施設の計画にあたっては、ボーリング調査の結果等を踏まえ、地盤沈下が発生しないよう適切な計画としてまいります。 また、施設の稼働時については地下水を使用する計画であることから、地盤沈下を環境影響評価の項目として選定しており、今後、調査、予測・評価を行い、準備書で詳細についてお示ししてまいります。 なお、工事中については地盤沈下の要因となる地下水の使用はないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。</p>
13	調査・予測・評価手法（大気質）	<p>1 ダイオキシン類・大気の調査地点（データ数）を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。 距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。 (対象事業実施区からの距離と方向を示す)</p> <p>100m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東 500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東 1000m地点：4ヶ所；西北西・南南西・東南東・北北東 1500m地点：4ヶ所；北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>【事業者の見解】 ダイオキシン類を含む大気質の調査地点は、最大着地濃度の出現予想距離や、地域の風の状況、住宅地等の分布状況を考慮して設定しました。 具体的には、最寄りの小俣気象観測所（対象事業実施区域から約1.2km）のデータから、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるよう地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。 ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル（監修：厚生省 発行：社団法人全国都市清掃会議）において「大気質調査の測定点は建設予定地近傍を含め2～3地点が望ましい」とされていますが、6地点での調査を実施することで、既存施設の影響も含んだ、この地域の大気質の状況を把握できるものと考えております。</p> <p>また、予測にあたっては、対象事業実施区域付近で実施する1年間の気象調査結果を基に、施設の稼働に伴う大気質濃度を予測することとしており、最大着地濃度のほか、予測地域とした範囲における濃度の分布状況（コンタ図）を把握することとしています。これにより、ご指摘いただいた小学校、中学校での将来濃度も把握できるものと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>

表(6) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
14	調査・予測・評価手法（土壤）	<p>1 ダイオキシン類・土壌の調査地点(データ数)を多くして、統計学的に見て正しい真のデータが得られるようにし、市民に安心感が得られるようにする。</p> <p>2 対象事業実施区から、100m、500m、1000m、1500mの地点で、調査して下さい。 距離に応じて45度の方向を変えて360度を網羅し、調査を16地点として下さい。 (対象事業実施区からの距離と方向を示す)</p> <p>100m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東 500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東 1000m地点：4ヶ所：西北西・南南西・東南東・北北東 1500m地点：4ヶ所：北北西・西南西・南南西・東北東</p> <p>3 また、小俣小学校、豊浜西小学校、桜浜中学校の3カ所も調査点として下さい。</p>	<p>【事業者の見解】 土壌のダイオキシン類の予測にあたっては、大気中のダイオキシン類の予測結果を基に、土壌への沈着割合等を考慮し、予測を行います。 そのため、調査地点については、大気質と同様の考え方で設定しています。具体的には、番号13の見解で示したとおり、この地域は西北西及び南南西の風の頻度が多いことから、これらの風下となる地点をそれぞれ設定し、このほか対象事業実施区域に最も近い住宅地付近や、東西南北の4方向を網羅できるよう地点を設定しており、周辺地域5地点と対象事業実施区域の計6地点としております。</p>
15	調査・予測・評価手法（温室効果ガス）	方法書の温室効果ガスの「基準又は目標」(方法書6-47)が削減目標に関する適切でない。	<p>【事業者の見解】 温室効果ガスの「基準又は目標」については、パリ協定の取組が2020年から始まるとともに、三重県でも脱炭素社会の実現に向け、県が率先して取り組む決意として、「ミッションゼロ2050みえ」を宣言するなど、本事業を取り巻く環境が刻々と変化しております。このため、準備書作成時点における最新の計画等に基づき、適切な評価を行ってまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
16	調査・予測・評価手法（温室効果ガス）	温室効果ガスの削減目標を「2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指す三重県の脱炭素宣言」を踏まえ、ごみの削減計画を積極的なものとすべきである。	

表(7) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
17	環境影響評価手続き	<p>このことについて、「広報いせ」の紹介記事を読むと、「縦覧場所」に「度会町役場」が含まれておりません。今、企図されている「評価方法」で「環境影響評価」をした場合、度会町は何の「影響」も加えられない、ということでしょうか。</p> <p>評価調査をする前の段階で、隣接する度会町をはずすのは理不尽この上なし、と言わざるを得ません。</p> <p>この意見書の提出日が終了したあとからでも、度会町民が町役場でこの「方法書」を縦覧でき、意見書を提出できるよう、よろしくお取り計らいください。度会町民が意見を表明することは必要なことです。度会町民の権利を大切にしていただきたい、と強く要望します。</p>	<p>【都市計画決定権者の見解】</p> <p>関係地域の考え方は、番号11の事業者の見解で示したとおりです。その考え方に基づき関係地域を伊勢市、明和町及び玉城町とし、縦覧場所を設定しております。ただし、度会町も伊勢広域環境組合の構成市町であることから、度会町役場も任意の縦覧場所として追加しました。</p> <p>なお、三重県環境影響評価条例に基づく意見書については、度会町の住民も提出することが可能ですが、条例で手続きが定められており、意見書の受付期間内にご提出して頂く必要があります。</p> <p>【事業者の見解】</p> <p>ご意見がございましたら、隨時、伊勢広域環境組合でお伺いします。</p> <p>また、方法書については、縦覧期間終了後も伊勢広域環境組合のホームページで閲覧が可能となっておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
18	その他	<p>ダイオキシンに係る現地調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を住民が納得できる方法で行うこと。環境庁のマニュアル(平成20年)の方法で、24時間、2週連続の2重測定で行うこと。</p>	<p>【事業者の見解】</p> <p>ご意見をいただいた内容については、一般環境中の測定に関するものと思われますが、方法書6-1-1(6-1頁～)に記載したとおり、ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成20年3月 環境省)に定める方法により、測定を行ってまいります。具体的な測定方法として、同マニュアルで示されているとおり、7日間連続の試料採取を実施します。</p> <p>また、調査範囲(関係地域)の設定については、番号11の見解に示したとおりです。</p>
19	その他	<p>ダイオキシンに係る環境調査の方法について</p> <p>環境庁のマニュアル(平成20年)の方法で、24時間・2週連続の2重測定で行うこと。半径3kmで、十分な調査範囲であるという根拠を?</p>	<p>なお、現在の施設の排ガスのダイオキシン類測定は、年2回実施しており、結果を伊勢広域環境組合のホームページに公表しています。</p> <p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>
20	その他	<p>ダイオキシンに係る環境調査の方法について</p> <p>現在の施設のダイオキシンの測定を地域住民(広域組合住民地域)が納得できる方法で行うこと。「新・旧施設の排出量・比較表」を公表し可視化すること。</p>	<p>新施設についても引き続き、測定結果を公表していくことで、施設の運転状況の可視化に努めてまいりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>

表(8) 環境保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者及び事業者の見解

番号	項目	意見の概要	見解
21	その他	<p>ごみ処理施設整備事業は、県の条例に従って「環境影響評価方法書」を作成し県をとおして国に提出認可を求める重要な報告書とわかりました。</p> <p>またざっとではありますが閲覧した中に、2-3-3(図2-4～図2-7)に航空写真や地図図面が掲載されており、地元了解なしでも「方法書」作成に必要不可欠と判断します。</p> <p>さらに全ページにわたり、計画報告文やよりきめ細かく数値化して作成され、その労に気づかず数々の発言をしました。</p> <p>これも行政側の姿勢に大変不満があつたことも事実で現在に至っています。</p>	<p>【都市計画決定権者の見解】 都市計画案作成時においては、環境影響評価に係る調査の結果を踏まえ、都市計画に定める位置、区域、面積について検討していきます。</p> <p>【事業者の見解】 環境影響評価制度は、事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民の皆様や、知事、市町村長などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について十分な配慮を行ない事業に反映させるための制度です。</p> <p>現在、方法書の手続きを行っておりますが、1年間にわたる現地調査を踏まえ、本事業による影響を予測・評価し、その結果を皆様にご説明させていただきます。</p> <p>今後も皆様のご意見・疑問等に対し真摯に対応し、より良い事業としてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>